

令和 9 年度新潟県立松代高等学校 2 学年修学旅行業務

委託業者選定プロポーザル募集要領

1 業務概要

(1) 業務名

令和 9 年度新潟県立松代高等学校 2 学年修学旅行業務

(2) 目 的

本業務は、本校で 2 学年時に実施する修学旅行の企画、準備、添乗及び必要な事務作業等を、安全かつ円滑に行うことで、修学旅行の目的を達成することを目的とする。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和 10 年 3 月 31 日まで

(4) 参加人数（予定）

52 名（生徒 48 名、引率教員 4 名）

(5) 業務内容

別紙「令和 9 年度新潟県立松代高等学校 2 学年修学旅行仕様書」のとおり

(6) 見積限度額

140,000 円（消費税及び地方消費税、事前学習費用を含む）

2 参加資格

本プロポーザルに参加する者に必要な資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (3) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条 1 項第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 新潟県の県税の納付義務を有する者にあつては、当該県税の未納がないものであること。
- (6) 過去 5 年以内（令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）に、高等学校及び中等教育学校に係る研修旅行（修学旅行を含む）の受託実績があること。
- (7) 新潟県内に本社又は支社（営業所又は事務所を含む）を置く者であること。

3 参加申込み及び提案資格の確認結果の通知

(1) 参加申込み

ア 提出書類 ： 別紙様式 1 「プロポーザル参加申込書」

イ 申込み期限：令和8年7月7日（火） 15時（必着）

ウ 申込み先：問合せ先に同じ

エ 方法：持参、郵送又はFAX

(2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込みをした者全員に対し、令和8年7月10日（金）までに提案資格の確認結果の通知を書面で行う。

(3) その他

参加申込み後、辞退する必要がある場合は至急「プロポーザル参加申込辞退書」（別紙様式2）を提出すること。

4 募集要領の内容についての質問受付け及び回答

(1) 本要領の内容に関して質問がある場合は、「質問書」（様式任意）を提出すること。

ア 期限：令和8年7月15日（水）16時（必着）

イ 受付場所：問合せ先に同じ

ウ 方法：持参、郵送又はFAX（電話や口頭での質問は受け付けない）

(2) 質問への回答について

ア 回答日：令和8年7月17日（金）

イ 回答先：上記4により申込みのあった全参加者

5 企画提案書作成要領

(1) 提出書類

ア 企画提案書 7部（下記の事項について、それぞれ具体的に記載願います。）

(ア) 「委託仕様書」を踏まえ、以下の項目について記載すること。

(イ) 提案書はA4版とし、表紙に「令和9年度新潟県立松代高等学校2学年修学旅行業務委託提案書」と標記し、余白に会社名を表示すること。なお、文字サイズは10ポイント以上とすること。

(ウ) 参加者は、1つの提案しか行うことができない。

(エ) 提出期限以降の企画提案書の差替え又は再提出は認めない。

イ 旅程表 7部

ウ 見積書 7部

見積の総額及び内訳について作成し、代表者印を押印すること（様式任意）

(2) 提出期限

ア 期限：令和8年7月22日（水） 16時（必着）

イ 提出先：問合せ先に同じ

ウ 方法：持参又は郵送

(3) その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

6 ヒアリングの実施

提案者は、令和8年7月27日（月）に開催する審査委員会において、ヒアリングを実施するものとする。なお、詳細については、別途通知する。

7 審査要領

(1) 審査方法

(2)に定める審査基準に基づき、審査委員会が、提出された提案書及びヒアリングの結果に基づき審査し、最も優れた提案を行った者を特定する。

(2) 審査基準

審査項目	審査の視点	配点
受託業務に対する考え方	① 事業目的を適切に理解しているか。 ② 受託業務に対する考え方や方針は明確となっているか。	10
行程	① スムーズで無理のない行程であるか。 ② 負担の少ない交通手段が確保されているか。 ③ 宿泊施設の安全性は確保されているか。	15
事前・事後研修	① 研修内容は具体的であるか。 ② 研修のねらいが明確で、現地研修につながる内容となっているか。 ③ 創意工夫がなされ、特色ある提案となっているか。	15
現地研修	① 研修内容は具体的であるか。 ② 研修のねらいが明確で、事業目的を達成できるものとなっているか。 ③ 研修内容に偏りがなく、多様な経験をできるものとなっているか。 ④ 添乗員、現地スタッフの体制は十分であるか。 ⑤ 創意工夫がなされ、特色ある提案となっているか。	25
安全	① 緊急時の指示系統や連絡体制は十分であるか。 ② 保険の内容は十分なものとなっているか。	10
費用	① 修学旅行のねらいを達成するための適正な価格となっているか。	5
計		80

※配点は審査委員1名当たり

8 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書で通知する。

9 日程

- | | |
|-----------------|--------------|
| ・募集公示 | 令和8年6月17日（水） |
| ・参加申込 | 令和8年7月7日（火） |
| ・参加資格の審査・確認結果通知 | 令和8年7月10日（金） |

・企画提案書の提出期限	令和8年7月22日（水）
・ヒアリング実施	令和8年7月27日（月）
・審査委員会	令和8年7月27日（月）
・審査結果通知	令和8年7月30日（木）

10 契約の締結

新潟県立松代高等学校長は、審査委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。（契約書の作成要）ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

また、最も優れた提案を行った者と協議が整わない場合にあつては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

11 問合せ先

〒942-1526 十日町市松代4003番地1
 新潟県立松代高等学校 担当：竹内 純子
 電話番号：025-597-2064（代）
 FAX : 025-597-3936

12 その他留意事項

- (1) 提案書の作成、ヒアリング等に要する経費及び提出に関する経費は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (3) 提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (4) 提出された申込書、提案書等は返却しない。
- (5) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式2「参加申込辞退書」を提出すること。
- (6) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

- ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者
- イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者
- ウ 期限後に提案書を提出した者